

包括だより 第24号



包括だよりですが、より多くの方に目を通していただけるように、配布方法を改め、今年度から社協だよりと一緒に配布する形となりました。

皆さまにとってより有益な情報を発信していきますので、よろしくお願いいたします。

～地域包括支援センターの紹介～

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるように支援をおこなう身近な**総合相談窓口**です。高齢者本人や家族はもちろん、地域住民からの相談を幅広く受けています。

専門の職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員など）が連携して相談・支援をおこなっています。

主な業務内容は、4つの役割があり下記で詳しく説明します。

お気軽にご相談ください

※安芸高田市地域包括支援センターは、平成27年4月1日に市より委託を受け、高齢者の相談窓口として開所し、10年目になります。



①総合相談

地域の高齢者の健康や生活・お金に関する事、介護保険の事など様々な悩み事・相談事を受け付ける「よろず相談所」です。専門職員が相談内容に応じて、制度やサービス利用への支援、関係機関の紹介等させていただき問題解決に努めております。

下記のような悩み事などありましたら是非ご相談ください。

高齢者

- ・誰に相談すればいいのかな？
- ・デイサービスに行きたいけど、どうしたら行けるのかな？

高齢者のご家族

- ・介護ってどうしたらいいの？
- ・介護に疲れたよ。

高齢者の近所の人

- ・近所の一人暮らしのおばあちゃんが気になる。

②権利擁護

高齢者の皆さんがいつまでも安心して日常生活が送れるよう、権利や財産、尊厳ある暮らしを守るための相談対応や情報の提供・周知活動を行っております。



※認知症やその他のご病気、判断力の低下した高齢者は、権利を侵害されやすい環境にあります。



- ・「高齢者の虐待」防止のための周知活動や、通報を受けてからの虐待解消までの支援。
- ・様々な手で狙ってくる「消費者被害」から身を守るための広報活動。
- ・判断力が低下してしまっても、財産や権利が守られるための「成年後見制度」の利用に向けた支援。

③包括的・継続的ケアマネジメント

住み慣れた地域で暮らし続ける事ができるためには地域の力が欠かせません。そのため、医療や介護の専門職のみならず、民生委員等の関係機関・地域の資源等と連携・協力がより強固になるようにネットワーク作りを行っております。また、地域のケアマネージャーが円滑に業務ができるよう、ケアマネージャーへの後方支援を行っています。

④介護予防ケアマネジメント

介護保険で要支援と認定された方や、基本チェックリストで事業所対象者となられた方を対象に、できる限り居宅で自立した生活を営めるように介護保険サービスの利用調整・計画の作成、必要な機関との連携等によって支援させていただきます。



地域の高齢者の健康や暮らしを支援するために設置された、どなたでも利用できる相談窓口です。電話や来所など様々な形でのご相談をお受けできます。ぜひご利用ください。



安芸高田市社会福祉協議会
安芸高田市地域包括支援センター

電話・お太助フォン
☎47-1132